

議案第40号

朝来市税条例の一部を改正する条例制定について
朝来市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
平成30年6月7日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）により規定された、市町村が作成する先端設備等の導入促進基本計画に基づき行われる中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税の軽減措置について、その根拠となる生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）が本年5月23日に公布されたことに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市税条例の一部を改正する条例

朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第13項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附 則

この条例は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から施行する。

議案第40号資料

朝来市税条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例 で定める割合） 第10条の2（略） 2～12（略）</p> <p><u>13</u>（略）</p>	<p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例 で定める割合） 第10条の2（略） 2～12（略）</p> <p><u>13</u> <u>法附則第15条第47項に規定する市町 村の条例で定める割合は零とする。</u></p> <p><u>14</u>（略）</p>